

令和
二年
五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)

令和二年三月二日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和二年三月二日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の施政方針と提出議案の説明
- 第四 監査報告
- 第五 総合体育館における事務の執行についての事項の検査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

| | |
|----|---|
| 一番 | 伊 |
| 二番 | 養 |
| 三番 | 平 |
| 四番 | 牧 |
| 谷 | 野 |
| 賢 | 岡 |
| 全 | 清 |
| 康 | 雅 |
| 司 | 一 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|----------|-----|
| 市長 | 太 紀 |
| 副市長 | 堀 吉 |
| 教育長 | 内 伸 |
| 代表監査委員 | 田 和 |
| 理事（総務部長） | 田 暁 |
| 技監 | 藤 克 |
| 政策企画監 | 細 原 |
| 市長公室長 | 和 川 |
| 危機管理監 | 田 剛 |
| すこやか市民部長 | 中 賢 |

| | |
|-----|-----|
| 五番 | 吉 田 |
| 六番 | 窪 本 |
| 七番 | 岩 佳 |
| 八番 | 福 塚 |
| 九番 | 山 口 |
| 十番 | 吉 雅 |
| 十一番 | 藤 美 |
| 十二番 | 大 龍 |

雄子 範司 実孝 秀正

事務局職員出席者

| | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| あんしん福祉部長 | 平 | 田 | 耕 | 一 |
| 産業環境部長 | 井 | 上 | | |
| 都市整備部長 | 石 | 田 | 茂 | 昭 |
| 教育部長 | 松 | 井 | 和 | 人 |
| 西吉野支所長 | 水 | 本 | 俊 | 永 |
| 大塔支所長 | 谷 | 口 | 晶 | 明 |
| 水道局長 | 東 | | 純 | 紀 |
| 会計管理者 | 小 | 森 | 比 | 司 |
| 企画政策課長 | 西 | 峯 | 久 | 美 |
| 財政課長 | 西 | 本 | 久 | 美 |
| 土地開発公社事務局長 | 松 | 本 | 成 | 人 |
| 秘書課長補佐 | 福 | 本 | 敬 | 志 |
| 事務局長 | 井 | 筒 | 昭 | 則 |
| 事務局次長 | 馬 | 場 | 雅 | |
| 事務局係長 | 車 | 谷 | 憲 | |
| 事務局主任 | 芳 | 田 | 佳 | 子 |
| 速記者 | 柳 | ヶ | 名 | 美 |

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、令和二年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、令和二年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、令和二年度各会計予算を始め、多数の議案が提出されております。各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑な議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條、並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から、議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに、令和二年五條市議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。平素は、市政の発展と市民福祉の向上のため、精力的に活動をいただき、衷心より敬意を表する次第でございます。

この後、施政方針の中でも御報告いたしますが、現在、新型コロナウイルス感染症の国内流行が非常に危惧されております。

本市では、奈良県内での発症事例が報道された直後、速やかに感染症対策本部を立ち上げ、その対応に努めておりますが、日々の報道にもあるように、今や、いつ、どこで、誰が発症しても不思議ではない状況に至っております。

こうした中、まずは、市民の皆様様の安心・安全を第一義とし、県等関係機関との連携を一層強化しながら、常に緊張感を持って、今後の予防対策等に努めていく考えでありますので、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

さて、少子高齢化の進行、多様化・高度化する市民ニーズへの対応など、市政を取り巻く情勢は刻々と変化し、行政に課せられた課題の解決は決して容易なものではありません。

また、人口減少による市税等の自主財源の減少や地方交付税の削減など、市の財政状況は一段と厳しさを増しております。

新庁舎や認定こども園の整備など、大型事業が続く中であって、一時的には、本市の市債残高は増加に転じ、基金が減少する状況となりますが、これは全て未来への投資であります。

今を生きる私たちが英断・実行し、力を合わせてこの厳しい坂道を登りきらない限り、子や孫たちの笑顔が広がる市の明るい将来はないと考えております。

このことを念頭にしながら、新年度も市政の運営に全力を傾注し、住んで良かった五條市の実現に向け、鋭意努力してまいります。

本定例会においては、令和二年度一般会計予算案を始め、条例の制定及び改正、その他の重要案件を提出いたしておりますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、時節柄、体調管理に留意されることをお願い申し上げます、開会に当たつての御挨拶と代えさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（井筒昭則）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、一月二十四日に大阪市におきまして、本年度第三回理事会が開催されました。

初めに、会長の長岡京市田村議長の開会挨拶があり、続いて、第二回理事会以降に新しく就任された各市の議長の紹介があり、本市の吉田議長が紹介されました。

会議では、第二回理事会以降の会務報告があり、議案審議では、令和二年度近畿市議会議長会会計予算案の審議が行われ、いずれも原案のとおり了承されました。

また、協議事項として令和二年度近畿市議会議長会及び全国市議会議長会近畿部会の役員割当並びに第八十五回定期総会日程案及び今後の本会会議日程等について協議が行われ、それぞれについて了承されました。

最後に、次期定期総会開催会場担当市の向日市天野議長の挨拶があり、会議は閉会いたしました。次に、「全国市議会議長会」でございます。

去る、二月五日に東京都におきまして、第二百十八回理事会が開催されました。

初めに、会長の大分市野尻議長の開会挨拶があり、続いて協議事項では、令和元年度本会一般会計補正予算案及び令和二年度本会各会計予算案などの審議が行われ、いずれも原案のとおり可決され、会議は閉会いたしました。

続いて、午後から第百八回評議員会が開催され、初めに会長の大分市野尻議長の開会挨拶と来賓の長谷川総務副大臣及び藤原内閣府大臣政務官から挨拶があり、説明では「ホストタウンの推進について」勝野内閣府企画推進統括官から説明があり、講演では「地方行政の課題」と題して黒田総務事務次官の講演がありました。

会議では、一般事務報告と地方行政委員会ほか六委員会からの要望結果等委員長報告があり、それぞれについて了承されました。また、協議事項では、令和元年度本会一般会計補正予算案及び令和二年度本会各会計予算案などの審議が行われ、いずれも原案のとおり可決され、会議は閉会いたしました。

次に、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、二月二十一日に奈良市におきまして、令和二年度第四回奈良県市議会議長会を開催いたしました。

初めに、会長であります本市の吉田議長が開会の挨拶を申し上げ、続いて第三回議長会以降に新しく就任した本市の吉田議長並びに養田副議長の紹介を行いました。

会議では、まず諸報告として前回の議長会以降の事務報告並びに会議出席報告を行い、それぞれについて了承されました。

続いて協議事項では、令和元年度会計予算流用について、また令和二年度事業計画案及び会計予算案の協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

また、令和二年度役員割当案について協議が行われ、次のとおり決定いたしました。

奈良県市議会議長会会長に御所市、同じく副会長に生駒市。

近畿市議会議長会支部長に御所市、同じく理事に大和高田市、橿原市及び香芝市。

全国市議会議長会理事に御所市、同じく都市問題に関する特別委員会委員に御所市、同じく評議員に大和高田市、橿原市及び香芝市、同じく地方行政委員に宇陀市。

市議会議員共済会代議員に大和高田市、大和郡山市。

奈良県市議会議長会監事に橿原市、桜井市の各市議会議長がそれぞれ就任することに決定し、会議は閉会いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の昨年十一月分から本年一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。以上を御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）この際、御報告申し上げます。

先の第四回十二月定例会以降の閉会中、五條市議会議規則第六十七条第一項ただし書きの規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（吉田雅範）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

| | | |
|----|------|----|
| 四番 | 牧野雅一 | 議員 |
| 五番 | 吉田正 | 議員 |
| 六番 | 窪佳秀 | 議員 |

以上、三名の方をお願いします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から二十五日までの二十四日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十五日までの二十四日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年五條市議会第一回定例会の開会に当たり、令和二年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、本年七月二十四日から開催される東京二〇二〇（ニーゼロ・ニーゼロ）オリンピックの聖火リレーについて御報告申し上げます。

当該聖火リレーは、三月二十六日の福島県を皮切りに、全国八百五十八の市区町村で開催されますが、奈良県は、四月十二日から二日間の日程となっており、五條市では、初日の第一区間として、シダーアリーナから大和二見駅までの約二キロメートルで聖火がつながれることとなっております。

現在、奈良県聖火リレー実行委員会において、着々とその準備が進められておりますが、本市といたしましても、多くの市民の皆様がオリンピック・パラリンピックをより身近に感じ、心の記憶、レガシーとしていただけるよう県実行委員会の一翼として取り組んでまいりますので、開催当日は多くの皆様が沿道において聖火ランナーの雄姿を御覧いただき、併せて温かい御声援を賜りますようお願いいたします。

それでは、各部の主な施策について、市長公室から御説明申し上げます。

初めに、会計年度任用職員制度についてであります。

令和二年度から、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時職員等の任用や服務などに関する統一的な枠組みとして、会計年度

任用職員制度が適用される運びとなっております。

本市では、当該制度の導入に当たり、昨年十二月の市議会定例会において関係条例の御議決をいただいておりますが、処遇改善や一般職の職員との業務目標の共有などにより、臨時職員の仕事に対する意欲が高まるとともに、市全体の組織力が向上するものと考えております。

今後は、一般職を含め、当該制度により任用する職員を適切に配置した上でより効果的な事務の執行体制を構築し、市民サービスの更なる向上につなげてまいります。

次に、五條市ビジョンについてであります。

当該計画は、総合計画、地方創生総合戦略、国土強靱化地域計画を一つにまとめ、十箇年にわたる本市の最上位計画として策定したものであります。

また、当該計画の策定に当たっては、本市の概況や社会動向、市民ニーズなどを把握し、今後、本市が目指すべき将来像を定めた上で、政策課題に対応した五つの基本理念を設定いたしました。

令和二年度以降は、当該計画を本市の羅針盤として、予算編成を始め、各種の施策を推進してまいります。
次に、地域公共交通についてであります。

地域公共交通の利便性向上と利用促進のため、一部路線において、自由乗降の導入を始め、コミュニティバス五條コースにおいて、交通系ICカードを利用可能とするなど、より多くの皆様に効率的に利用していただけるよう、順次、改善に取り組んでおります。

令和二年度の取組といたしましては、一日フリー乗車券の運用開始を目指すほか、新庁舎の運用開始を見据えた地域公共交通網の構築に向け、重点的に検討を進めてまいります。

続きまして、危機統括室について申し上げます。

初めに、防災・減災についてであります。

現在、アナログ方式で運用を行っております大塔地区の防災行政無線につきましては、関係法令の改正に伴い、アナログ方式での使用ができなくなるため、デジタル化を本年度に引き続き行ってまいります。

また、奈良県が丹生川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、丹生川流域のハザードマップを作成し、市民の皆様にも周知してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致事業についてであります。

昨年十一月に県知事とともに高橋防衛事務次官並びに竹本陸上幕僚副長に政府要望を行うとともに、県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会としても、鈴木整備計画局長などに要望活動を行った結果、令和二年度の政府予算案に自衛隊の展開基盤確保に係る経費として本年度同様に約二百万円が計上されております。

当面は、県の大規模広域防災拠点の整備やそのアクセス道路の調査に協力するとともに、地元の御理解を得つつ、駐屯地の誘致実現を図るべく活動を強化してまいります。

次に、消防団活動についてであります。

令和二年度において、団員の消防技術向上と士気の高揚を図るため、奈良県消防操法大会への参加を行うとともに、団員の知識向上と技術習得のため、各種訓練や研修会へ積極的に参加してまいります。

続きまして、すこやか市民部について申し上げます。

初めに、感染症対策についてであります。

御存じのとおり、昨年の十二月以降、中国武漢市において、新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎の発生が報告され、その後、中国を中心に我が国など世界各国から感染事案が報告されたところであります。

また、本年一月下旬には、奈良県内においても当該感染症発症の事案が報告されたことを受け、速やかに本市感染症対策本部を立ち上げ、市内の学校や保育所、幼稚園にマスクを配布するとともに、防災行政無線や市ホームページ、コミュニティFM放送、自治会への回覧などを通じ、手洗いの励行や体調管理の必要性など、感染予防の対策について市民の皆様へ周知を行ったところであります。

今後は、県の関係機関と連携を強化し、市民の皆様との情報共有を図るとともに、当該感染症の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

当該制度は、役所での行政手続などを効率化することにより、国民の利便性を高めるとともに、公平で公正な社会の実現を目的にスタートしており、カードの交付開始から既に約四年が経過いたしました。

なお、令和三年三月以降においては、カードの健康保険証としての利用が予定されているなど、更なる利便性の向上が見込まれることから、

カード取得の申請サポート体制を一層強化するなど、引き続き、普及促進に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

令和六年度に予定されております保険税率の県内統一化に向け、計画的かつ段階的に保険税率の改定を行うため、昨年十二月の市議会定例会において、関係条例の一部改正について御議決をいただき、本条例の規定に基づき、新年度当初予算案に改定税額を計上いたしました。

次に、人権啓発の推進についてであります。

私たちの身近に存在する人権問題を一人ひとりが認識し、お互いに人の尊厳を尊重することの必要性を十分理解し、人権意識の向上につなげていくよう人権・同和問題に関する啓発推進事業を推進するとともに、毎月十一日の人権を確かめあう日には、本年度に引き続き、市内での各種啓発活動に取り組んでまいります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、五條市応急診療所の運営についてであります。

当該診療所では、全国的な医師不足の影響などにより、従前から小児科の専門医師の確保が困難な状況が続いてまいりましたが、本年一月から小児科専門医師の勤務が可能となり、毎日曜日には、内科並びに小児科医師の二診療体制での診療となっております。

今後も、当該体制を継続するとともに、診療所運営の更なる充実に向けてまいります。

続きまして、あんしん福祉部について申し上げます。

初めに、民生児童委員の委嘱についてであります。

昨年十二月七日、厚生労働大臣から民生児童委員の委嘱を受けられた百二十二名の方々に対し委嘱状の伝達を行ったところであります。

御存じのとおり、民生児童委員の皆様は、地域の身近な相談役として、高齢者や障害のある方、さらに、子育てや介護をされている方などへの支援活動や、行政や専門機関とのパイプ役を担っていただくものであります。新たな委員となられた方々には、今後三箇年にわたり、こうした活動に取り組んでいただくこととなっております。

なお、本市における地域福祉の更なる充実のため、民生児童委員の方々による今後の活動に対し、市民の皆様のご理解と御支援をお願いするものであります。

次に、高齢者施策についてであります。

昨今、高齢ドライバーによる自動車事故が社会問題化していることを受け、令和二年度から運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた六十五歳以上の方々に対し、市のコミュニティバスやデマンドタクシーで使える回数乗車券を交付する事業を新たに実施してまいります。

また、当該事業の実施に当たっては、警察当局との協力が不可欠なことから、去る一月二十七日、奈良県警察本部と高齢者運転免許自主返納等支援事業に関する協定を締結いたしました。

次に、学童保育の運営についてであります。

先般から、令和二年度の学童保育利用者の募集を行ったところ、利用希望者が多数となり、現行の学童保育所で受け入れることが困難となったことから、令和二年度の一年間に限り、現阪合部保育所を学童保育所として活用し希望者全員の受け入れを行うため、本定例会に係る条例案を提出いたしております。

また、令和三年度からは、五條市学校適正化基本計画に基づき、野原小学校、阪合部小学校、さらに、西吉野小学校の統合後の小学校に新たな学童保育所を設置する予定といたしております。

これまで阪合部保育所では、自然とのふれあいや地域との交流を深め、一人ひとりを大切に作る仲間づくりを目指し、子供たちに寄り添った保育を実施してまいりましたが、少子化による児童数の減少などにより、本年三月末をもって休所することといたしました。

阪合部地区の皆様を始め、これまで当該保育所の運営に多大な御協力をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、学童保育所の運営に温かい御支援をお願いするものであります。

次に、第二期子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

平成三十年から取り組んでまいりました第二期子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、市民の皆様から広く御意見をいただくパブリックコメントを経て、本年三月末での完了を予定いたしております。

なお、令和二年度から、当該事業計画に基づき、子育て支援に係る各種施策を効果的に推進してまいります。

次に、花咲寮建設事業についてであります。

当該事業については、当初の工程のとおり、今月中旬に完成引き渡しを受ける運びとなっております。

その後、備品の搬入や機器設備の操作方法などを確認した上、しゅん工事を四月中旬に執り行い、入所者の引越等が完了した後、五月中旬の開所を予定いたしております。

続きまして、産業環境部について申し上げます。

初めに、ごみの減量化並びに再資源化対策についてであります。

昨年七月に開所いたしましたエコ・リレーセンターのごじょうについては、関係各位の御理解と御協力のもと、順調に運営を行っております。御存じのとおり、ごみの減量化並びに再資源化は、現在、地球環境規模での課題となっております。二〇一五年に国連サミットにおいて採択されておりますSDGsにおいても、その重要性が指摘されているところであります。

このことから、市民の皆様の御理解と御協力のもと、また、近隣自治体とも連携を図りながら、当該センターにおいて、ごみの減量化並びに再資源化に向けた取組を強化してまいります。

また、みどり園の跡地整備については、効果的な利活用などについて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、特産物の普及促進についてであります。

本市特産の柿の消費拡大については、各地で開催される物産展や大都市圏の市場などにおいて、積極的にトップセールスに努めてまいります。

また、好評をいただいておりますジビエ商品についても、新商品の研究や新たな販路の開拓に取り組んでまいります。

次に、農林産物の鳥獣被害防止対策についてであります。

従前から、農林産物の有害鳥獣による被害を減少させるため、市民の皆様の御要望に基づき、適切な防護柵の設置による自己防衛と捕獲檻などによる駆除に努めております。

なお、防護柵については、本年度末をもって設置済の延長が約六〇二キロメートルとなっておりますが、今後も、国の補助金を有効に活用しながら、防護柵の設置を推進するなど、計画的に当該被害の抑制に努めてまいります。

次に、企業の誘致並びに支援についてであります。

現在、企業誘致を進めております南大和テクノタウンにおいては、本年度末での残区画は五区画となる見込みですが、京奈和自動車道の開通など本市における立地の優位性についてあらゆる機会を通じて企業等にPRするなど、県や関係機関と連携しながら誘致活動を進めてまい

ります。

また、新規創業者への資金融資に対する利子補給を始め、本市独自の支援策についても、本年度に引き続き実施してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

豊かな自然環境や先人から受け継いだ歴史的遺産など、本市の持つ観光資源を広く発信することにより、更なる誘客促進に努めてまいります。

なお、令和二年度においては、新たな観光資源の掘り起こしを行うため、市内の様々な歴史遺産を巡るバスツアーなどを予定いたしております。

続きまして、都市整備部について申し上げます。

初めに、新庁舎建設事業についてであります。

昨年十一月から、庁舎棟の建築工事に着手いたしておりますが、現在は建屋免振層の整備工程に入っております。

また、令和二年度は、庁舎躯体の完了を目途に各種の工程を進めますが、（仮称）にぎわい棟の整備についても、当該躯体工事と並行して取り組んでまいります。

なお、事業広報として新庁舎建設だよりを随時発行し、市民の皆様へ建設スケジュールや工事の進捗状況などの情報提供を行ってまいります。

次に、地籍調査事業についてであります。

地籍調査は、その成果が土地取引や公共事業の円滑化、さらに、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施等に役立つものであります。

今後、国や県の指導に基づき、計画的に当該事業を推進してまいります。

次に、下水道事業についてであります。

生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全に資することを目的に各種事業を進めているところであり、公共下水道工事については国庫補助金を活用し順次工事を進めてまいります。

今後も、狭あいな道路や低位置にある住宅地域での整備を推進するため、効率的な計画を立て下水道の普及に取り組んでまいります。続きまして、西吉野支所について申し上げます。

平成二十八年度から地方創生推進事業の一環として取組を進めてまいりました五新線活用事業につきましては、本年度の衣笠及び大日川トンネル補修工事をもって完了いたしております。

御存じのとおり、未成線を観光事業などに生かす取組は、全国の関係自治体より報告されておりますが、本市におきましても、きずみ館の改修事業などと合わせ、地元自治会やNPO団体等と連携しながら、先人が残された貴重な遺構を効果的に活用し、西吉野地域の活性化に取り組んでまいります。

続きまして、大塔支所について申し上げます。

従前から、廃校となっております旧大塔小・中学校の校舎を地域福祉の拠点とすべく準備を進めてまいりましたが、本年五月に社会福祉事業団を設立し、新たな取組を開始いたします。

今後は、当該施設を地域コミュニティの拠点などとして整備することについて検討を行ってまいります。

続きまして、教育委員会について申し上げます。

初めに、学校適正化についてであります。

御存じのとおり、五條市学校適正化基本計画に基づき、本年四月に三中学校が統合し、新生五條中学校が、また、二小学校が統合し、五條東小学校がそれぞれ開校いたします。

令和二年度は、令和三年度以降の統合に向け、学校統合協議会における協議を継続するとともに、新たな学校として利用する校舎の改修を行うなど当該計画の具現化に取り組んでまいります。

また、幼保一体化の推進につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づき、認定こども園のカリキュラム策定に向けた協議を進めるとともに園舎の整備を行うなど、学校適正化と合わせ、ゼロ歳から十五歳までの切れ目のない「育ち・教育」を推進してまいります。

次に、賀名生分校魅力化推進事業についてであります。

現在、地域との協働により後継者を育てる学校、さらに、地域農業の実践的な知識や技術が体得できる新カリキュラムによる学校として、広く全国に入学生を募集するなど、新たな教育システムを展開いたしております。

また、令和二年度においては、実学重視の指導や全国募集について、当該P R活動をより一層推進するとともに、同校の本校化に関する取組を進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

本年度において、小学校六年生と中学校三年生を対象として実施した全国学力・学習状況調査の結果を基に、市内の各小・中学校では、より分かりやすい授業の構築に向けた研修や家庭学習の習慣化など、児童や生徒の実態を踏まえた具体的な取組を進めてまいります。

また、当該調査結果を分析することで、これまでの成果と今後の課題を改めて検証し、児童や生徒の社会を生き抜く力を育む学校力づくりを一層推進してまいります。

さらに、ふるさと学習の推進を図るため、五條学の活用を始め、小学生かたるた大会の開催などを通して、五條市の良さを学ぶとともに、ふるさとを愛する心を育んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。

本年度策定中の第二期五條市生涯学習推進計画に基づき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりや、次代の地域社会を支える人づくりを目指して各種の施策を推進してまいります。

また、学校と地域社会が一体となり、地域総掛かりで子供たちの良き大人への成長を目指すコミュニティ・スクールを始め、学校・地域パートナーシップ事業などの一層の充実を図り、学校を核とした地域力の向上に努めてまいります。

次に、文化財保護についてであります。

先人が本市に残してくれた数多くの文化や歴史遺産を正確に調査・記録し、市民の皆様にご紹介するとともに、後世にその記録を継承するため、本年度に引き続き、五條市史編さん事業に取り組んでまいります。

また、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定から、本年度で十年目を迎える五條新町の町並保存整備事業についても、その成果を市の内外に発信するなど事業の一層の進捗を図ってまいります。

次に、青少年健全育成についてであります。

心豊かでたくましい活力ある青少年を育成することを目的として、家庭、学校、警察、地域と連携し、青少年の健全育成と非行化防止の意識や実践の高揚のため、各種の施策を進めてまいります。

また、今後の教育課題としての不登校児童・生徒への対応につきましては、適応指導教室「くすのき教室」への入室を促すなど、学校や家庭と連携し、学校に早期に復帰できるように、具体的な取組を進めてまいります。

さらに、いじめ等の対策につきましては、いじめアンケートの結果を踏まえ、各学校と連携して、その実態把握に努め、個々の児童・生徒への適切な対応を図るため、子どもサポートセンターに配置されているカウンセラーによるカウンセリング事業の充実等に努めてまいります。続きまして、水道局について申し上げます。

まず、上水道地域につきましては、引き続き老朽管更新事業に注力するとともに、小島浄水場の耐震化整備事業を実施してまいります。また、簡易水道地域につきましては、水道未普及地域の整備を進め、施設を統廃合しつつ、経営の合理化と飲料水の安定供給を図ってまいります。

さらに、県域水道一体化につきましては、奈良県水道局と県下二十八水道事業体による事業統合に向けた検討を進めており、令和三年度までの覚書締結を当面の目標といたしております。

施政方針は、以上であります。

続きまして、令和二年度の当初予算の概要について申し上げます。

御案内のとおり、新年度予算につきましては、普通交付税が逓減するなど現下の厳しい財政状況に鑑み、新規事業については極力抑制を図ることとしながらも、国や県の補助制度を始め、過疎対策事業債や合併特例債など有利な財源を活用した予算編成を前提に、これまで推進してきた施策との一貫性と継続性により、新庁舎建設や認定こども園、学校適正化事業などの大型事業の計上、さらには本市の将来を見据えながら、五條市ビジョンが目指す子供を育てたいまち、安心して定住できるまち、地域資源を活かした産業のまち、南部地域の交流拠点となるまち、さらに、全ての人が社会参加するまちの五つのまちづくりのビジョンにつながる施策について予算の配分を行ったところであります。

以上のような方針により編成いたしました新年度一般会計における予算総額は二百二十一億八千万円となったところであります。主な事業といたしましては、庁舎本体建設工事が本格化いたします新庁舎建設事業や将来の本市の子育て支援の中核となる認定こども園、児童保育所の整備や学校適正化事業などの大型事業に引き続き取り組んでまいります。

また、広域行政に資する奈良県広域消防組合や南和広域医療企業団を始め、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や地域公共交通の充実に要する経費なども前年度に引き続き予算化をいたしました。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、約三十二億九千三百万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画を勘案し、前年度比二億五千万円

増の七十三億八千万円の計上としております。

また、国庫支出金は市道の新設改良費などを見込み、約十九億三千万円、県支出金は新庁舎建設に係る県負担金などを見込み、約二十二億五千五百万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、新庁舎建設事業、認定子ども園整備事業などにより、前年度比約二億七千二百万円増の約四十四億八千万円の計上しておりますが、前述のとおり、過疎対策事業債や合併特例債など、交付税措置の伴う有利なものとなっております。

次に、国民健康保険特別会計予算についてであります。

県が財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営や効率的な事業の確保等を推進する中、本市は、引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業に係る経費を計上し、国保事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

市営墓地の適切な管理運営など、年間を通じた円滑な墓地運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算についてであります。

三年を一期とした介護保険事業計画における最終年で、その計画内容に基づいて、自立支援・重度化防止に向けて介護保険給付の適正化を図り、介護給付事業地域支援事業の円滑な運営に加え、次期介護保険事業計画策定のための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算についてであります。

医師の確保及び施設の維持管理を継続して行い、必要な医療を市民に提供できるよう、へき地医療の充実を目指し予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

二年毎の保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用、市町村の事務である

保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業会計についてであります。

市民の健康で快適な生活環境の向上に向け、事業の効率化を図るとともに持続的な下水道事業経営を実施するための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、老朽管きよ等の調査を目的としたテレビカメラ調査の実施、奈良県吉野川流域下水道事業と連動した不排水の調査、また将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように中長期的な基本計画である経営戦略の策定等、下水道施設の維持管理や適切な経営を行うための予算を計上いたしました。

資本的収支につきましては、建設改良費として、整備区域の拡大に向け、公共下水道未整備区域における設計業務委託料及び公共下水道新設工事請負費など、公共下水道の普及のための事業費を計上した次第であります。

次に、水道事業会計についてであります。

市直管の簡易水道事業を下水道事業下で整備しつつ、市民生活に欠くことのできない、水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう事業量に対応した予算を計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として老朽管の布設替事業、下水道整備事業関連の配水管移設事業、耐震化整備事業、さらに、宗椏上地区及び白銀南地区の各統合簡易水道設備事業に係る費用など旧簡易水道事業施設関連増強のための事業費を計上した次第であります。

予算の概要については、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第一号 令和二年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第二号 令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

次に、議第一号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定につきましては、学童保育利用児童の増加に対応するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定につきましては、本市の公正妥当な一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料を検討することを目的とした、五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市大塔ライフハウス条例の制定につきましては、五條市大塔ライフハウスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、校医師、校歯科医師及び薬剤師の報酬の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正につきましては、道路法施行令等の一部改正に準じた占用料等の改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校を現在の県立五條高等学校の分校としての位置付けから独立させ、新たに市立の農業高校として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行う等五條市営住宅条例の規定との整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市大塔郷土館条例の一部改正につきましては、教育委員会から市長へ所管替えを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、学校教育法の一

部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正につきましては、新施設への移転に伴い、施設の位置及び入所定員が変更となるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、土地改良法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市都市公園条例の一部改正につきましては、五條中央公園物販施設しゅん工に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市営住宅条例等の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第十七号 五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う引用条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十八号 五條市下水道条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すため及び文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十九号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、学校教育法等の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第二十号 調停の申立てにつきましては、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺環境整備費用負担を求めるため、調停を申し立てるものであります。

次に、議第二十一号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三億八千八百八十九千円を追加し、総額二百二十二億九千四百二十二万五千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまし

て、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ百六十二万二千元を追加し、総額四十一億九千二百九十二万二千元とするものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十三号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳出予算の更正を行うもので、歳入歳出予算総額に増減はございません。

次に、議第二十四号 令和元年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額二百二十一億八千万円で、前年度比八億七千九百十万円の増額となっております。

次に、議第二十五号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十億一千四百八十万円で、前年度比一億七千六百五十万円の減額となっております。

次に、議第二十六号 令和元年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額二百五十万円で、前年度比十万円の減額となっております。

次に、議第二十七号 令和元年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億四千四十万円で、前年度比四千九百七十万円の増額となっております。

次に、議第二十八号 令和元年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四千八百万円で、前年度比六百四十万円の増額となっております。

次に、議第二十九号 令和元年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額一千九十万円で、前年度比八百二十万円の増額となっております。

次に、議第三十号 令和元年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額四億九千八百十万円で、前年度比二千六百八十万円の増額となっております。

次に、議第三十一号 令和元年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益七億八千七百八十四万九千円に対し、下水道事業費用七億七千九百九十四万八千円で、当年度七百九十万一千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入四億九千六百三十八万六千円に対し、資本的支出八億四百万五千円であります。

なお、資本的収支不足額三億七百六十一万九千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんする予定であります。

次に、議第三十二号 令和二年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益十二億四百七十七千円に対し、水道事業費用十一億九千六百九十三万三千円で、当年度七百十四万四千円の税込み純利益、五十七万三千円の税抜き純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入五億八千五十八万三千円に対し、資本的支出十億六千六百八十九千円であります。

なお、資本的収支不足額四億八千六百二十二万六千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、中村敏郎委員の任期が令和二年六月三十日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（吉田雅範）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、監査報告を求めます。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和元年度定期監査の結果につきまして御報告申し上げます。別冊の「令和元年度定期監査結果報告書」を御覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、一ページの「第一 定期監査」の項目を御覧いただきたいと存じます。

まず、「三 監査の方法」であります。平成三十年十月一日から令和元年九月三十日（歳出予算執行に関する分は平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日）までを監査の範囲として資料の提出を求めました。

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施いたしました。……………失礼いたしました。マスクを外させていただきます。

監査に当たっては、予備監査として補助職員が事前に関係諸帳簿等の事務的な監査を行い、その後、委員監査として期日を定め、監査委員により、提出資料及び予備監査の結果に基づき、財務に関する事務処理や事業の執行状況等について関係職員からの聴取及び質疑により監査を行いました。

次に、「四 監査の結果」につきましては、法令等に違反していると認められるもの、経済性・効率性・有効性の観点から問題があると認められるもの、その他適正・適切を欠く事項で是正する必要があると認められるものにつきまして、「指摘事項」として報告書に記載しております。

また、指摘事項には該当しないが、適切性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討又は改善する必要があると認められるもの、制度・組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるものにつきまして、「委員意見」として記載しております。

また、指摘事項とするには至らなかったが、是正・改善を要する注意事項等につきましては、監査中及び事後にその内容を示し、是正・改善等を求めました。

以上の結果、監査した財務に関する事務の執行等につきましては、次に掲げる「指摘事項」及び「委員意見」を除き、おおむね適正に行われておりました。

指摘事項につきましては、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、「委員意見」につきましては、改善に向けて取り組まれるよう求めるものであります。

なお、次に記載しております「共通事項」の詳細な内容につきましては、時間の都合上割愛させていただきます、項目のみを報告させていただきますので、御了承を賜りたいと思っております。

それでは、「共通事項」の項目を順次御覧いただきたく存じます。

- (1) 歳入調定等について。① 収納した歳入金の調定及び払込みについて。② 会計管理者への通知について。
- (2) 支出負担行為等について。① 支出負担行為の遅延について。② 支出負担行為書の会計管理者による確認について。
- (3) 契約事務について。① 随意契約の限度額を超えた契約について。② 契約書類の一体化について。③ 契約関係書類の日付・印漏れ等について。

続きまして、四ページを御覧ください。

(4) 草刈業務委託契約について。

(5) 公用車管理について。①公用車管理(整備等)について。②公用車運転記録日誌の記載・作成方法について。以上の事項を記載しております。

続きまして、五ページ以降につきましては、「個別事項」といたしまして、各部局・各課の事項につきまして順次記載しております。なお、記載内容及び詳細につきましては、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第二 定期監査(工事監査)についてであります。

監査を行った工事は、五條市立養護老人ホーム花咲寮建設工事であり、令和元年十月二十三日に実地調査いたしました。調査時点での工事進捗率は五〇パーセントであります。

監査の方法といたしましては、本監査は、技術的観点の主眼として実施するものであるため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事の技術調査業務を委託し、技術士の派遣を受けて、設計図書等書類の審査及び実地調査を実施するとともに関係職員等の説明を聴取して行いました。監査の結果といたしましては、建設部門の技術士により、書類調査及び現場施工調査を行った結果、いずれも総括的には、おおむね良好であるとの評価を受けました。

なお、調査結果報告書につきましては、二十五ページから添付しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

以上で、令和元年度定期監査の結果報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長(吉田雅範) 監査報告が終わりました。

○議長(吉田雅範) 傍聴人に申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防のため発言者以外の方にはマスクの着用をお願いしておりますので、何とぞ御協力いただきますようお願い申し上げます。

トイレ休憩のため十分間休憩いたします。十一時二十五分から再開いたします。

午前十一時十二分休憩に入る

午前十一時二十五分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、総合体育館における事務の執行についての事項の検査についてを議題といたします。

本件につきましては、先の令和元年第三回九月定例会におきまして、地方自治法第九十八条第一項の権限を総合体育館における事務の執行についての特別委員会に委任し、検査をしていただいておりますので、総合体育館における事務の執行についての特別委員会委員長の報告を求めます。総合体育館における事務の執行についての特別委員会山口耕司委員長。

〔総合体育館における事務の執行についての特別委員長 山口耕司登壇〕

○総合体育館における事務の執行についての特別委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、総合体育館における事務の執行についての特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、総合体育館における事務の執行について検査を行うため令和元年第三回九月定例会において設置され、地方自治法第九十八条第一項の権限が委任されました。検査期間は検査が終了するまでとし、閉会中も検査を行うこととしました。

委員には、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、養田全康議員、伊谷賢司議員、そして私、山口耕司の七名が選任され、九月十日本会議終了後に開催された本委員会において、委員長に私、山口耕司が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選されました。

以下、本委員会の経過及び結果の概要を報告いたします。

初めに、九月十二日に議会委員会室において、本委員会を委員のみで開催し、今後の委員会の進め方について協議を行いました。

検査の手順としましては、検査が広範囲に及ぶことから「令和元年度 市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執

行について」（以下、「監査報告」という。）の目次「第五 監査の結果」の第一項から第五項の各項目に沿う順で理事者から書類の提出を求め、監査報告を資料として検査を進めることといたしました。

また、個人情報も多く取扱うことから、個人情報や理事者から提出される書類の取扱いについては特別な配慮を行うよう取決めをいたしました。

次に、本日までの検査の経過及び結果を報告いたします。

令和元年九月二十五日、十月二日、十月十八日、十月二十九日、十一月十二日、十二月二日、令和二年二月二十八日の計七回、約二十時間にわたり、理事者の出席を要求し検査を行い、令和元年十二月十六日及び令和二年二月十四日には、委員間協議を行いました。

また、令和元年十月十八日の検査終了後の委員間協議において、報道関係者からの委員会傍聴の申入れについて協議した結果、本委員会は報道関係者に対してのみ傍聴の許可をすることとしました。

その後、令和元年十月二十九日に開催された議会運営委員会で報告し、議会運営委員会の了承を得て、令和元年十月二十九日開催の本委員会以降、報道関係者に対してのみ傍聴の許可をしました。

次に、検査の結果について報告いたします。

理事者から提出された公文書・資料により検査を行い、疑義がある部分についてはさらに詳しく内容の聞き取り検査を行いました。

次に、検査内容について項目に分けて報告いたします。

初めに、この検査対象となっている事務の執行に深く関わったと思われる、元職員に関して検査の報告をいたします。

元職員の処遇に対し、委員から、退職届を提出したと聞いたが事実であるかをただしたのに対し、「令和元年九月二十五日付けで退職届の提出があった。」との答弁があり、さらに、その後の本委員会で退職届の取扱いについてただしたのに対し、「令和元年十月四日付けで依頼退職となった。」との答弁がありました。

また、委員から、検査していく中でいろいろな問題が出てきた場合、退職した元職員から聞き取りなどは可能なのか、また司法当局に委ねるのか理事者の考えをただしたのに対し、「地方公務員法や、市の懲戒基準、あるいは退職手当を支給するか否かというような諸々の問題については法律との整合性を十分考えながら判断をする。」との答弁がありました。

また、委員から、元職員の退職手当についてただしたのに対し、「職員の退職手当に関する条例第十三条の規定により、通算勤続三十三年

六箇月に対し支給される退職手当の支払の差止め処分を行っている。令和元年十月四日から一年以内に逮捕等に至らず一年を経過した場合は当該処分を取り消す。」との答弁がありました。

また、委員から、元職員を呼んで聞き取りしないと分からないことが多いが、今まで市役所に呼んで聞き取りをしたのか、また、今後どのように対応するのかをただしたのに対し、「元職員の聞き取りに関しては今まで市役所に呼んで行ってはいない。退職時に本件については協力するという誓約書が元職員から提出されているので、必要があれば市役所に呼んでいろいろなことを確認していきたい。」との答弁がありました。また、現時点では、理直者から元職員に対して市役所に呼んで聞き取りを行ったという報告は行われていません。

次に、柔道畳の購入についての検査の報告をいたします。

委員から、柔道畳の購入に当たって、どこまで慎重な検討を行ったかをただしたのに対し、「把握していない。」との答弁があり、また、委員から、日本被服工業株式会社（以下、「日本被服工業」という。）の二者見積りで予定価格の設定をしていることについてどう考えるかをただしたのに対し、「当時の予定価格の設定は不適切である。本来ならば三者の見積りを取って平均するなりするのが正しいと考える。」との答弁がありました。

また、委員から、購入する柔道畳の仕様の決定に当たって、何社の製品をどのように性能の確認をしたかをただしたのに対し、「二社の製品を比較した。日本被服工業の製品はシダーアリーナで確認し、美津濃株式会社（以下、「ミズノ」という。）の製品はミズノの会社に向いて性能の確認をしたと聞いているが、文書として残っているものは確認していない。」との答弁があり、また、委員から、何人で性能を確認したかをただしたのに対し、「元職員が一人で確認を行った。」との答弁があり、また、委員から、元職員がミズノに柔道畳の性能確認に行った同日に、他の職員も一緒に出張し、ミズノ以外の二箇所には同行しているが、ミズノだけは一緒に出張した職員は同行せず、元職員一人だけで行っている理由をただしたのに対し、「理由については分からない。」との答弁がありました。

また、委員から、国際規格を取得しているメーカーが十数社あるが、なぜほかのメーカーも対象としなかったかをただしたのに対し、「大手が日本被服工業とミズノの二社で、購入種類の多さ、メンテナンス、品質等を考慮した上で二社の製品を検討した。」との答弁がありました。

また、委員から、入札予定価格を決める見積りを徴するに当たり、日本被服工業とミズノから違う条件で見積りを徴するのは不自然ではないのかとただしたのに対し、「見積りはあくまでも柔道畳の価格を決めるための見積りである。日本被服工業の見積りに台車が含まれている

のは柔道畳を三十枚積める台車が日本被服工業の製品しかなかったためと聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から、柔道畳の入札に関して、購入金額に対し入札期間の設定がかなり短いと思えるが、見積りをする期間が短いという理由での辞退などがなかったかをたまたしたのに対し、「辞退の理由については何っていない。」との答弁があり、また、委員から、今後は、多くの方が参加できる余裕を持った入札期間に改めるよう指摘がありました。

また、委員から、この入札で入札参加業者がメーカー等に期限内に確実に納入できることを証明する書面（以下「納入証明書」という。）を求めるようになった経緯についてたまたしたのに対し、「高額な商品を購入するに当たり、確実に納品してもらうために納入証明書の添付を求めたと聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から、柔道畳の構造部材や厚みなど仕様書に基づき限定され、日本被服工業の柔道畳に絞られるようお膳立てされたように捉えられないかと思解をたまたしたのに対し、「柔道経験者である元職員の意見から、性能を重視した仕様とした。日本被服工業の製品を前提としたものではない。」との答弁があり、また、委員から、入札期間が短く、納入証明書の添付は大変厳しいと思えるが、なぜこのような入札期間の設定になったのか理由をたまたしたのに対し、「当時の担当者がこの期間でできるとの認識であった。」との答弁がありました。

また、委員から、入札を指名されたスポーツ店を経営したことがないと思われる業者が、それまで取引もなしと思われる商社から何百万円、何千万円の商品の納入証明書を短期間で取得している。入札業者に対し当時の担当課の職員が商社を仲介したというようなことがあるかをたまたしたのに対し、「そのようなことは把握していない。」との答弁がありました。

また、委員から、柔道畳の納入先に関して、購入の契約書では柔道畳の納入先がシダーアリーナには指定可燃物となる柔道畳が保管できないため、中央体育館となっているが、中央体育館に納入されたかをたまたしたのに対し、「中央体育館には納入されていない。」との答弁があり、また、委員から、誰がどこへ置くように指示をしたかをたまたしたのに対し、「平成二十八年度の納入は、当時の担当課長からの指示で、旧消防署へ納入した。平成二十九年十月の納入については、契約書指定の納入場所である中央体育館の寸法を計ったところ、入らないということが発覚し、『スポーツひのまるキッズ道場わっしょい』も近いということもあり、当時の担当者等の判断でシダーアリーナに納入した。」との答弁がありました。

また、委員から、公園緑地課が商社を経由せず、直接メーカーである日本被服工業と接触できた経緯をたまたしたのに対し、「柔道経験者である元職員の意見を聞いた上で、数多くあるメーカーの中から、日本被服工業とミズノというメーカーを選定した。図らずも日本被服工業の

担当者が元職員の後輩であった。元職員からも日本被服工業の担当者は後輩であると聞いている。」との答弁がありました。

検査の結果、柔道畳の購入について、理事者側から、日本被服工業の製品を前提とした仕様書、入札条件等が設定されたとの疑念が払拭されるような答弁は得られず、適正な入札であると容認できませんでした。

次に、議員から、本来シダーアリーナに保管できない柔道畳が保管されていることを指摘され、平成三十年十月三日に柔道畳を旧消防署車庫に移動させ保管していたが、後に議員から保管がずさんであるという指摘を受け、施錠できる中央公民館前の旧消防車庫及び、議会公用車庫へ移動した際に、市の備品ではない六十四枚の柔道畳があることが発覚し、平成三十年十月十八日には、その柔道畳が五條東中学校の柔道場に移され、令和元年六月十七日まで長期間保管されていた柔道畳について検査の報告をいたします。

委員から、五條東中学校の柔道場に長期間保管されていた六十四枚の柔道畳についてただしたのに対し、「柔道畳を引取りに来た日本被服工業の職員に確認したところ、第一回シダースーパーカップ柔道大会（以下、「シダースーパーカップ」という。）でリースした日本被服工業のリース物品である。」との答弁がありました。書類検査では契約書等の書類については確認できませんでした。

また、委員から、シダースーパーカップでリースしたとされる柔道畳を、誰が五條東中学校の柔道場へ移動し保管する指示をしたのかをただしたのに対し、「元職員である。」との答弁があり、学校現場で民間会社の所有物である柔道畳が長期間保管されていたことについて、教育委員会は何らかの調査を行ったかをただしたのに対し、「調査において、校長は、長期間民間会社の所有物である柔道畳が置かれていたことについては知らなかったが、柔道畳があったことは認識をしていた。今回の件については、担当教師が校長に報告していなかったことが分り、教育委員会からは報告を怠ったということで指導をした。」との答弁がありました。

また、委員から、柔道畳について、理事者側も庁内の調整会議において調査するとの答弁をしているが、元職員や日本被服工業に対して確認をしているかをただしたのに対し、「今現在において庁内の調整会議では行っていない。」との答弁があり、リースしたとされる六十四枚の柔道畳が五條東中学校の柔道場に運ばれ保管された経緯、要因については究明できませんでした。

次に、五條市と奈良県から各二百五十万円が拠出された負担金と、前年度に行われた『スポーツひのまるキッズ道場わっしょい』に寄せられた協賛金の繰越金八十四万円を合わせた五百八十四万円の予算規模で、平成三十年九月十五日から九月十七日に掛けて各部門で近畿二府四県から十四チームと全国推薦の強豪校二チームを合わせた十六チーム、合計六十四チーム選手三百二十人の参加により開催されたシダースーパーカップについての検査の報告をいたします。

委員から、五條市並びに五條市の各関係課で構成され、五條市長を大会実行委員長とするシダースーパーカップ柔道大会実行委員会（以下、「大会実行委員会」という。）の事務について、元職員は大会実行委員会の五條市の事務局長で間違ったのかをただしたのに対し、「大会実行委員会にはそのような役割はないが、五條市の事務局長の役割が書いてある文書を確認した。実務を行う上で便宜上の名称として使用していたと理解している。」との答弁がありました。

また、委員から、大会実行委員会の決裁はどうしていたかをただしたのに対し「大会実行委員会事務局は県になるので決裁については把握していない。」との答弁がありました。

次に、シダースーパーカップに関わる宿泊、五條市スポーツ・文化合宿支援事業補助金（以下、「合宿補助金」という。）及び懇親会について検査の報告をいたします。

委員から、監査報告では『柔道大会に関係するリバーサイドホテルの宿泊について、初めは市議会議員から部屋を使いたいと話があり、その後、同行した公園緑地課の担当職員が全てを交渉するようになったという。』と記載されているが、これ以外で市議会議員が関与したことはないかをただしたのに対し、「監査報告に記載のある指摘された部分については、これも含めて、我々は承知していない。」との答弁がありました。

書類検査において、大会実行委員会の実績報告書には、全国推薦校（以下「招待校」という。）の宿泊費の支出として、リバーサイドホテルに四校分（八千九百円×二十人×二泊 三十五万六千円）、旭宣坊に三校分（七千円×二十一人×二泊 二十九万八千二百円）、民泊一校分（二千五百円×十九人×二泊 九万五千円）合計七十四万九千二百円の支出が確認され、招待校の宿泊費は大会実行委員会の費用で全額賄われていること、公園緑地課から五條市柔道協会に対し、シダースーパーカップに関わる合宿補助金十一万二千円（リバーサイドホテル一千×二十四人×二泊分、旭宣坊一千円×三十二人×二泊分）が平成三十年十二月十三日に五條市柔道協会会計の口座に振込まれており、二重払いであることが確認できました。また、役員、来賓の宿泊費についても、大会実行委員会から八千九百円×二十人×二泊、三十五万六千円の支出があることを確認しました。

委員から、宿泊者に対してどういった文書を出して宿泊の有無を確認したかをただしたのに対し、「大会実行委員会の県の決裁を受けた書類も預かっているが、本人への宿泊の依頼文については確認できていない。」との答弁があり、また、委員から、リバーサイドホテルの宿泊人数と合宿補助金の交付人数にそごがあるが、リバーサイドホテル側に確認を行ったかをただしたのに対し、「リバーサイドホテルに確認を

行ったが、実際の宿泊人数については把握できていない。予約に見合う部屋数を用意したとの回答であった。」との答弁がありました。

また、委員から、リバーサイドホテルに何名の役員が宿泊したかをただしたのに対し、「宿泊費の支払がある役員二十人のうち十九人に連絡を取って確認したが、八人が宿泊をしていた。」との答弁があり、また、委員から宿泊をしていない役員十一人の二泊分の宿泊費（八千九百円×十一人×二泊）十九万五千八百円はどのように処理されているのかただしたのに対し、「検証中である。」との答弁がありました。

また、委員から、宿泊をしている役員の宿泊日数と謝金の支払日数との整合性がとれていないことについて、県内の方が大会スタッフとして宿泊を伴うような手伝いがないにもかかわらず、大会実行委員会から宿泊費を負担することについては、運営として不適切ではないかとの指摘がありました。

また、委員から、リバーサイドホテルで宿泊をした招待校の選手のうち十人は一泊しかしていなかったことが検査で明らかになり、十人分の一泊の宿泊費（八千九百円×十人）八万九千円と合わせて約三十万円の宿泊費についてどのような調査・対応をするのかをただしたのに対し、「正確な宿泊費の算出はホテル側に聞き取り、突合が必要で、今後協力を求め大会実行委員会ともに対応してまいりたい。」との答弁があり、また、委員から、宿泊費以外の名目で予算が使用されていた場合の市の対応についてただしたのに対し、「対応については第一義的には大会実行委員会の方で考えていただくことになる。」との答弁がありました。

また、委員から、担当部長に今年のシダースーパーカップは開催されないのかと聞いたときにそのような話は知らないと言っていたが、市民の方から、『元職員は、今年のシダースーパーカップは開催しないと聞いている。』と聞いたが、このような大きな大会が一担当者レベルの権限で決まるのかをただしたのに対し、「大会実行委員会を開催して決定していくと認識している。」との答弁がありました。

次に、委員から、シダースーパーカップの協賛金について、『スポーツひのまるキッズ道場わっしょい』に対して各種団体からいただいた協賛金についてただしたのに対し、「シダーアリーナの利用促進を目的として協賛金をいただいている。」との答弁があり、また、委員から、どのような方法で協賛金を集めたのかをただしたのに対し、『「スポーツひのまるキッズ道場わっしょい」の実行委員会が行っているのを把握していない。』との答弁があり、また、委員から、シダースーパーカップで宿泊費として支払われた八十四万円は協賛金で間違いのないのかをただしたのに対し、「招待校の選手の宿泊費はこの協賛金を充てている。」との答弁がありました。

また、委員から、『スポーツひのまるキッズ道場わっしょい』から始まって、シダースーパーカップに名称が変更となった一連の事業を、元職員に全てを任せられた結果、今の状態になっていることについての考えをただしたのに対し、「大会実行委員会の中でしっかりとコンセンサ

スを得て、この事業に取り組みさせていただいたと考えている。」との答弁がありました。

検査の結果、元職員が、シダースーパーカップの運営の大部分において関わっていたことが確認されました。

また、委員から、シダースーパーカップに関する合宿補助金について、合宿補助金の趣旨をただしたのに対し、「五條市上野公園、阿田峯公園及び五條中央公園の利用促進、スポーツ及び文化の振興並びに交流人口の増加による地域の活性化に資するため、各種団体の行う合宿に対し、一人一泊一千円を交付する。」との答弁があり、また、委員から、合宿補助金は、実績報告書に基づいて交付される補助金でありながら個人が立替えて申請者に支払っていたと分かったのはいつか、また、個人が補助金を立替えることの是非をただしたのに対し、「立替えの事実があったかどうかは確認できていないが、職員個人が立替えて補助金を渡していたのなら不適切であった。」との答弁がありました。

また、委員から、合宿補助金の申請は五條市柔道協会がまとめて申請するのではなく、各学校が申請するのが本来なのではないか、また、職員が先に補助金を立替えたというのは問題であるとの指摘があり、また、委員から、資料の監査報告では、大会実行委員会から宿泊費や旅費が支出されているにもかかわらず、公園緑地課から合宿補助金が交付されたことについて元職員が『「実情、大会実行委員会からの旅費だけでは不足することから、それを補う意味で合宿補助金を交付した。」との回答であった。』と報告されているが、この考え方は市として承認されていたのかをただしたのに対し、「不足する等のことについては、恐らく元職員の独自の判断だったであろうと考えている。」との答弁がありました。

検査の結果、招待校の宿泊者は大会実行委員会から宿泊費が支出されているにもかかわらず、合宿補助金が交付されており、また、実際は一泊であったにもかかわらず二泊分の補助金が交付されている事案がある等、合宿補助金の事務の執行について、不適切な運用があったと認められました。要因についての究明はできませんでした。

また、委員から、シダースーパーカップの懇親会が行われたかをただしたのに対し、「リバーサイドホテルから平成三十年九月十五日に催しが行われたとの回答を得ている。」と答弁があり、また、委員から、大会実行委員会の会議録に『懇親会の参加者については、元職員に一人』とある。ほかの文書を見ても『元職員に一人』と出てくるが全て把握した中で元職員に一人していたのかをただしたのに対し、「平成三十年七月二日に開催した大会実行委員会事業計画、予算について承認をいただいている。大会実行委員会の会議録にそのような記載があったのでそうであると認識している。」との答弁がありました。

また、委員から、宿泊をする人は誰が決めたのかをただしたのに対し、「大会実行委員会の会議録にもあるので、奈良県南部東部振興課に

事務局がある大会実行委員会と元職員であると認識している。」との答弁がありました。

また、委員から、後日の検査において、リバーサイドホテルの宿泊に關わる調査結果についてただしたのに対し、「庁内の調整会議のメンバーで宿泊に關してリバーサイドホテルに確認を行い、『実際の宿泊人数は不明である。直前になって変更など非常に混乱を來たした記憶がある。』との回答を得た。調査は引き続き行う必要があると考える。」との答弁があり、また、委員から、合宿補助金等で懇親会費用が支払われているのではないかと疑惑があるが、その件について市として調査をするのかをただしたのに対し、「関係各課で調査を進め、分かったことについては県の事務局と情報を共有していく。」と答弁があり、また、委員から、五條市も合宿補助金やシダースーパーカップに負担金を支出しているので、不正があれば何らかの対応が必要ではないのかとただしたのに対し、「最終判断については事務局である県に委ねたいと考える。」との答弁がありました。

次に、シダースーパーカップにおける、柔道畳の敷き込みの契約について検査の報告をいたします。

シダースーパーカップの柔道畳の敷き込みに關し、D業者に対して大会実行委員会から八試合場分、(三十五万円)と公園緑地課から六試合場分、(三十二万四千元)の支払があつたことを書類により確認しました。

委員から、シダースーパーカップの柔道畳の敷き込みについては、公園緑地課と大会実行委員会、ほぼ同様の仕様にに基づき契約され、それぞれ支払われていることについて、二重払いではないかとただしたのに対し、「書面を見る限り、柔道畳の敷き込みに關する経費は大会実行委員会から支出されていると考えている。ただ、柔道畳ほかのリース料や会場設営費まで賄っていたのかは検証が必要である。」との答弁があり、また、委員から、業務委託完了検査のときに、六試合場分の契約であつたのに八試合場分の畳の敷き込みがされていたことについてどう思ったのかをただしたのに対し、「五條市の契約は六試合場分の契約である。計器等もあつたがそれらは五條市の契約に含まれておらず、ほかの契約で設営されているとの認識であつた。」との答弁があり、また、委員から、監査報告では、『大会計画時に大会の費用が不足するかもしれないと考え、畳の敷き込み料は公園緑地課が負担しようと考えた。』とあるが、この考え方は市として承認されていたのかをただしたのに対し、「大会の費用が不足する等のことについては、公園緑地課では把握していない。担当者であつた元職員の考えであつた。」との答弁がありました。

また、委員から、大会の規模を把握していたかをただしたのに対し、「大会全体の規模については把握していなかった。」との答弁がありました。

また、委員から、公園緑地課で契約している柔道畳敷き込み業務の業務委託完了写真は作業途中の写真が添付され、大会実行委員会で契約している柔道畳敷き込み業務の業務委託完了写真は敷き込み等が完了した写真が添付されている。大会を仕切っていた元職員は、どちらからも敷き込み料が支払われることが分かっているので重複がない契約にするのが本来であろうと考える。今、このことについてどのように精査しているのかをただしたのに対し、「担当職員には確認したが、不十分なところがあつたと考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、D業者に対して庁内の調整会議で聞き取りをしているのかをただしたのに対し、「聞き取りの打診はしているが諸般の事情により応じられないとの回答を得たままである。」との答弁がありました。

検査の結果、庁内の調整会議で請負側の聞き取りが行われていないことから報告がなく、理事者の答弁のみでは検査で確認をした二重払いの疑念を払拭できる内容ではなく、全容の解明はできませんでした。

次に、シダースーパーカップに関わった役員やスタッフに支払われた謝金について検査の報告をいたします。

書類検査では、一般、大学生、中学生及び高校生、合計百三十九人、総額七十八万円の領収書が確認され、書類については大会実行委員会の実績報告書とのそこはなことを確認しました。

委員から、役員やスタッフに対して支払われている謝金の区分についてただしたのに対し、「大会実行委員会の決定事項で、一般及び大学生が一日五千元、中学生及び高校生が一日三千元である。」との答弁があり、また、委員から、支払区分毎の人数の内訳や中学生及び高校生に対して謝金の支払の検証についてただしたのに対し、「中学生及び高校生に対しての支払は確認している。支払の事実が確認された一般及び大学生の内訳は一般六十五人、大学生二十四人、中学生三十五人、高校生十五人である。」との答弁がありました。

また、委員から、中学生の謝金については学校の先生が受領されたということだが、受領を証明できるものがあるのか、また、個人名の領収書以外に、謝金が何に充てられたかを証明できる書類があるかをただしたのに対し、「顧問に確認したところ『部活動に必要な消耗品を購入した。部活動の決算には入れていない。』との回答を得ている。」との答弁があり、また、委員から、謝金を部活動の経費に使うことを保護者に了解を得ているのかをただしたのに対し、「顧問から、『全ての保護者には確認を取っていないが、保護者の代表の方などに了解は得た。』と聞いている。」との答弁がありました。また、委員から、中学生の名前で領収書があるが、領収書は書いていないと言っている生徒がいるがその領収書は全て領収者本人が名前を書いたものなのかをただしたのに対し、「学校現場、子供たちに関する事柄なので答弁は御容赦いただきたい。」との答弁があり、また、委員から、学校現場で公にできるような部分で使われている証明になるものを公表することがで

きるかただしたのに対し、「その部分に対しての回答は御容赦いただきたい。」との答弁がありました。

検査の結果、領収書の署名が全て生徒本人の署名であっかなどの確認はできず、シダースーパーカップの手伝いをした生徒に対し謝金の支払があったことや、謝金の使途について全ての生徒に報告や了解を得ていたかの確認はできませんでした。

また、委員から、中学生に謝金を支払うことについて大会実行委員会では話があったのかをただしたのに対し、「会議の中で中学生や高校生に謝金を支払うというのは記憶がない。」との答弁があり、また、委員から、五條市や奈良県のイベント等で中学生や高校生に現金で謝金を支払っているような事例はあるかをただしたのに対し、「市や教育委員会が主催する大会において謝金を支払っているというのはいない。県でも大小様々なイベントはあるが基本はボランティアで記念品等を渡すことはあるが、現金を渡すことはない。」との答弁がありました。

また、委員から、この大会で謝金を支払ったら五條市のほかの大会も謝金を支払わないと平等性がないと指摘し、謝金の支払についての考えをただしたのに対し、「どのような趣旨で謝金を支払ったのか、また、中学生に謝金を支払うことが妥当かどうかも含めて検証する。」との答弁があり、また、議長から謝金の件については、後日の本委員会でも市長自ら答弁申し上げたいと発言があったため、後の本委員会での検査を行うこととなりましたが、後の検査において市長からは「職員や元職員も警察に事情聴取されている。警察から捜査に支障の出るような発言は差し控えてほしいと言われているので答弁は差し控えたい。」との答弁がありました。

また、委員から、今行われている庁内の調整会議での検証結果の報告を求めたのに対し、「調査結果の内容を隠蔽することは毛頭ないが、捜査当局の動きにも配慮する必要があるため、今答弁すべきではないと考えている。」との答弁がありました。

次に、シダーアリーナの使用料について検査の報告をいたします。

委員から、柔道大会において、会場使用料や柔道畳の使用料の減免の根拠をただしたのに対し、「要綱に基づいて対応している。」との答弁があり、また、委員から、平成二十九年度及び平成三十年度のシダーアリーナの減免申請について、鉛筆書きのものや二重線で訂正しているものが多くあり、誤った条項で減免を行っていることをただしたのに対し、「申請はボールペンを使用することや、訂正をしないこと、減免については決裁の際には表を付けるなど指導をしています。」との答弁がありました。

また、委員から、シダースーパーカップの柔道畳の使用料について、競技での柔道畳の使用日数は三日間、準備から撤収までの柔道畳の敷き込み期間は五日間であるのに対し、柔道畳使用料の請求をしたのが一日分であったことについて、監査では『担当職員の計算ミス』と回答されているが、担当課に大会を全て把握している元職員がいるにもかかわらず、一日分の請求としているのは、担当職員の計算ミスとは解釈

できないとの指摘がありました。

また、委員から、柔道大会でのシダーアリーナの利用に関して、市の主催ではないのに市が柔道畳の敷き込みを行っているのは柔道競技に対して優遇しているのではないかとの指摘がありました。

検査の結果、柔道競技以外の申請においても、数量を修正しているにもかかわらず修正前の数量で計算し領収しているものがあり、シダーアリーナの使用料に関する事務の執行については、柔道競技のみにかかわらず、使用料や減免の決定について不適切なものが多数確認されました。

次に、平成二十九年九月二十六日に開催された篠原信一柔道教室について検査の報告をいたします。

委員から、誰が篠原信一柔道教室を提案したかをただしたのに対し、「シダーアリーナ完成記念行事として生涯学習課が提案した。」との答弁がありました。

次に、委員から、篠原信一柔道教室の講師謝礼について、誰が、篠原信一氏と講師謝礼の価格交渉を行ったのかをただしたのに対し、「柔道に精通している元職員に間に入ってもらった。」との答弁があり、また、委員から、価格交渉は芸能プロダクションなどを通したのかをただしたのに対し「元職員が直接交渉して九十万円に決定したと聞いている。その当時、篠原信一氏の講師謝礼がどれくらいであったか確認したところ、オリンピックの銀メダリストということで、通常百五十万円ぐらい掛かる。個人的な関係で九十万円にしてもらったと聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から、篠原信一氏への講師謝礼が現金で支払われていることについてただしたのに対し、「講師謝礼の現金支払については会計規則上容認された手続きである。本来は担当職員が直接渡すべきだが、今回は間に入っている元職員を介して支払った。本人にも領収書をいただいているので本人に現金が渡っていると認識している。」との答弁があり、篠原信一氏の講師謝礼についての書類検査において、住所は自筆であるが名前は印字され、印紙も貼っていない三文判を押しあつたことが確認されました。

また、委員から、他の部署の職員が現金を預かり、担当者もその場を見ていない状況で現金を支払うことをどう考えるかをただしたのに対し、「担当部署以外の人を介して現金で支払うのは好ましくない。今後は講師謝礼等も原則銀行振込みにし、本人に渡っているという証明が付くように改善してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、イベントの業務契約について、委員から、誰が、委託料四十万円で篠原信一柔道教室の事業実施のすり合わせを行ったの

かをただしたのに対し、「確認できていない。」との答弁があり、また、委員から、開催が正式に決まっていな段階にもかかわらず、なぜ予算を計上したのかをただしたのに対し、「講演会と柔道教室を行うという事業の方向性は決まっていたが詳細が決まっていなかった。」との答弁がありました。

また、委員から、イベント開催に当たり柔哲会に支払った四十万円の見積書がないことについてただしたのに対し、「正式な見積りは添付されていないが仮の経費に基づいて委託契約を行った。」との答弁があり、また、委員から、講演会と柔道教室の書類は教育委員会が作成したのかをただしたのに対し、「柔道教室開催に伴う業務委託の理由書は生涯学習課で作成した。四十万円の根拠についても、予算を計上するに当たり生涯学習課で積算した。」との答弁がありました。

また、委員から、積算の根拠と支払の内容にそこがあるが、精査して支払ったのかをただしたのに対し、「実際の金額については別に実績報告書をいただいている。事業が成功裏に終わっているので業務委託は適正であったと認識している。」との答弁がありました。

また、委員から、篠原信一柔道教室の業務委託料の支払について、委託先の団体口座ではなくS氏の個人口座に振り込んだ理由をただしたのに対し、「柔哲会から委任状が提出され委任先のS氏の個人口座に振り込んでいます。」との答弁に対し、委員から、会長から委任はされているが、個人口座に振り込むことについて適否の見解をただしたのに対し、「S氏は団体運営の中心になっていたうちの一人であったことは御理解いただきたい。教員籍を持って、柔道に関わっているという部分で、当該個人口座以外の口座、また会長本人の口座に振り込めば誤解を招くようなことはなかったのではないかと考える。」との答弁がありました。

検査の結果、この事業について、現金で支払われた講師謝礼の領収書はあるが、複数人で現金受領の現場を確認しておらず、また、イベントの業務委託料については、実績報告書の提出はあるが、委託料が団体の口座ではなく、個人口座に振り込まれていることなど、客観的にお金の流れを証明できないため、疑念が払拭されるような根拠や回答は得られませんでした。

次に、役員・物品供給業者未登録の業者の業務委託の事務取扱いについて検査の報告をいたします。

委員から、D業者が役員・物品供給業者未登録であった平成二十九年四月から平成三十年六月十日までの間に、公園緑地課と平成二十九年度に随意契約による物品（折畳式ベンチシートとターポリン救護担架）の購入、また、平成三十年六月七日には柔道畳敷き込み業務委託契約をしていた事実があったかをただしたのに対し、「委員御指摘のとおりである。」との答弁がありました。

検査の結果、当該業者が登録されていないことを把握していると思われる状況で業務委託をしているのは、職員が業者を誘導しているとの

疑念があることが判明しました。

次に、D業者の、平成二十九年年度・平成三十年年度の物品・役務入札（見積り）参加事業者登録について検査の報告をいたします。

委員から、監査報告でD業者の物品・役務入札（見積り）参加事業者登録申請で、営業開始が平成三十年五月と記載があり申請要件が満たされていないと指摘があるがどのように解釈しているかをたずねたのに対し、「監査の指摘のとおりであり、このような形で審査を通すというのは誤りであり不適切である。今も当時も変わらず、申請を行う日の属する月の初日において引き続き一年以上営業を営んでいない者は参加資格の要件に入らない。」との答弁がありました。

また、委員から、D業者の業務委託契約書、見積書、入札辞退届に物品・役務入札（見積り）参加事業者登録時に提出する使用印鑑届と違う印鑑を使用しているが、良いのかをたずねたのに対し「不適切である。」との答弁がありました。

また、委員から、一つでも物品・役務の登録ができれば、実績がなくてもほかの品目で登録ができるのかをたずねたのに対し、「営業一年以上の実績があれば物品十品目まで、役務十業種まで登録できる。」との答弁があり、また、委員から、取扱った実績がない品目を登録した業者が、入札に指名され落札した場合に、この業者が納品できるという担保は取っているかをたずねたのに対し、「応札するということが一つの担保となり得る事柄と考えている。しかし、今回のような非常に高額な入札で実績のない業者を市内業者で指名競争入札にしたことは望ましくなかった。もう少し対象とする範囲を広げるとか一般競争入札にする等の対応をすべきであったと考えている。」との答弁がありました。

検査の結果、D業者が令和元年五月以前に物品・役務入札（見積り）参加事業者に登録されていたことについて不適切であると判明し、さらに、入札に提出された書類においても、使用印鑑届と違う印鑑が押されており、不適切な事案が確認されました。

また、どのような経緯で使用印鑑として登録されていない印鑑を使用していたかについては解明できませんでした。

次に、総合体育館の備品の入札及び公園緑地課の備品の入札について検査の報告をいたします。

委員から、入札において、単価を訂正してあるなど、訂正が多いことについての事務の執行をたずねたのに対し、「開札後に訂正したとの誤解を与えるので訂正はすべきではない。金額の訂正はあつてはならないことで、今後周知徹底していく。」との答弁がありました。

また、委員から、木製家具の入札において、非公開の市役所内部で設定した予定価格だけでなく、積算の詳細の単価まで一円も変わらない金額で入札があった。これについては情報の漏えいがあったのではないかとたずねたのに対し、「積算の詳細まで同一の金額であることを今

回の件で初めて把握したが、同額になることは天文学的な確率のように思えるが、情報の漏えいがあったかどうかについては分からない。なぜそのようなになったかは把握できていない。」との答弁があり、また、委員から、バドミントン用備品の入札において、運搬・組立費込みで記載するようになってきているが、運搬・組立費をわざわざ別に記載している。入札の前段階で職員が作った一覧表のとおりに入札書が作成されていることについて入札の適否、情報の漏えいの可能性をただしたのに対し、「運搬費等が別枠で入っているのは本来であれば、失格の対象であると考ええる。情報の漏えいについては分からない。」との答弁がありました。

また、委員から、平成二十八年度及び平成二十九年年度において、上野公園に入札業者の親族が勤務していたかをただしたのに対し、「上野公園の臨時職員でいた事実がある。」との答弁があり、また、委員から、その部署へ任命したのは誰かをただしたのに対し、「所管課がハローワーク等で人選を行い、市長決裁を受けて決定するので誰がという部分については不明である。」との答弁がありました。

また、委員から、株式会社カギオカで見積りを取ってある購入備品について、ばくだいな運搬や搬入、組立設置経費の計上があるが、これについて精査を行っていたのかをただしたのに対し、「一者からいろいろな見積りをたくさん取っていてそこまできっちり精査はできていなかったであろうと考えられる。」との答弁があり、また、委員から、ハンドボール用備品では八十四万円の商品に対して四十万円、総額の約三六％に相当する高額な運搬や搬入、組立設置の費用が掛かっていることについて算出根拠をただしたのに対し、「見積り業者に確認したところ、『運搬や搬入、組立設置の費用はメーカーに経費を聞いて記載した。』との回答であった。非常に高いことは申し上げているがその後の返事は貰っていない。」との答弁がありました。

また、委員から、簡単な作業にばくだいな運搬や搬入、組立設置の費用が掛かっているものは返金を求める事案ではないかとただしたのに対し、「運搬、搬入、組立設置費の金額を見る限り非常に高いと認識している。入札仕様書等を検証しながら庁内の調整会議で検討している。」との答弁がありました。

次に、委員から、総合体育館の備品の入札に関し、不自然な納入証明書の添付について、メーカーの納入証明書を添付と記載されているにもかかわらず、メーカー以外の納入証明書が添付されている入札があるが、メーカー以外の納入証明書の発行元はどこかをただしたのに対し、「株式会社高柳喜一商店（以下、「高柳喜一商店」という。）とエコ・シード株式会社（以下「エコ・シード」という。）である。」との答弁があり、また、委員から、入札条件に販売商社でも可能であることの記載があるかをただしたのに対し、「仕様書には括弧書きでメーカーと記載していた。」との答弁があり、また、委員から、エコ・シードの納入証明書の添付があった物品と総額をただしたのに対し、「フロア

シート等の物品、防護壁及び避難用マット兼用シート、卓球用品の三点で約一千七百万円である。」との答弁がありました。

また、委員から、エコ・シードの所在をどこまで確認しているのかをただしたのに対し、「納入証明書にある大阪市西区にエコ・シードはないことは確認している。また、会社の履歴事項全部証明書を取り現住所は大府堺市になっているのは書面では確認しているが、連絡先等は納入証明書を入手した業者に対して確認を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から、エコ・シードの納入証明書の入手経緯の調査結果をただしたのに対し、「四業者に確認したところ、『知り合いの業者を通じて入手したと記憶している。』『インターネットで調べた。』『市から送られてきた案内文の業者から聞いてたどりついた。連絡先は二三年前のことなので覚えていない。』『落札していないので分からない。』との回答であった。」との答弁があり、ほとんどの業者は納入証明書を発行したエコ・シードの連絡先が分からないということが明らかになりました。

また、委員から、エコ・シードの納入証明書が偽造されたとの疑惑があるがどのように考えるかをただしたのに対し、「落札業者、それ以外の業者にしても納入証明書を入手しているので連絡先が分からないというのは甚だ疑問に思っている。」との答弁がありました。

また、委員から、特定の四業者で平成二十八年度から平成三十年度の総合体育館の備品の購入の入札で全体の七三・二％、合計九千三百四十六万六千六百七十円が落札されているが、この四業者のみに発行されている納入証明書はほかにあるかをただしたのに対し、「かなりの件数について四業者はエコ・シード以外からも納入証明書を入手している。」との答弁がありました。

また、委員から、四業者のみに全く同じ日付で同じ業者から納入証明書が行き渡っている、また、その四業者も納入証明書を取得している一部の業者の連絡先さえも分からないような疑わしい入札に対し、談合としての調査をするのかをただしたのに対し、「御指摘の件について、非常におかしい点はあると思う。今後庁内の調整会議に諮り顧問弁護士とも相談しながら対応していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、一連の疑念のある平成二十八年度及び平成二十九年度の総合体育館の備品の入札について、相見積りを取って入札価格の設定をするとの指針が出ているにもかかわらず、ほとんどの入札において相見積りを取らず一者見積りで入札価格の設定を行っているが、総合体育館の備品の入札では可としていたのかとただしたのに対し、「当時なぜこのような対応になったかはすぐに回答できないが、本来ならば相見積りなど徴して対応をしておかなくてはならないことであったと考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、エコ・シードの納入証明書の入手経緯をはっきりさせていない四業者に、今後、五條市が信頼して契約することができるとの話をただしたのに対し、「地方自治法第九十八条第一項の検査を受け当該四業者に対し、当面の間、市からの入札指名や少額随意契約等に

よる物品等発注は控える。」との答弁があり、また、委員から、当面の間とはいつまでかをただしたのに対し、「行政処分ではないので特に期間を定めていない。疑念が晴れるまでの当面の間としている。」との答弁がありました。

また、総合体育館の備品の購入に係る入札事務の執行について検査を進める際に、総合体育館の「体育・スポーツ用品」の備品の購入に関わる入札だけが特殊であったのかを検査するため、公園緑地課で行われた備品の購入に係る高額な備品の入札のうち、平成二十八年度に執行されたグラウンド整備備品の入札関連書類の提出を求め検査したところ、八者を指名し、棄権が四者、辞退が一者で、応札が三者の入札となっており、応札者は総合体育館の備品の入札において高い落札率で落札を繰り返している四者のうち三者で、入札に参加者した三者は同一業者の納入証明書が添付されており、落札率は九七・八%であることが確認され、この入札について、委員から、スポーツトラクターの予定価格を積算する際の根拠となる見積書があるのかをただしたのに対し、「当初見積りを取って積算しているが、今現在手元にはない。探しているが見つかっておらず紛失したと考えている。」との答弁があり、また、委員から、当該メーカーの製品を選定した理由をただしたのに対し、「選定理由については分かっている。」との答弁がありました。

また、委員から、商品は仕様書により限定されていたのかをただしたのに対し、「仕様書では同等品可としている。」との答弁があり、また、委員から、仕様書で同等品可としながらこれだけ細かく仕様を指定しているが同等品はあるのかをただしたのに対し、「この仕様書で同等品可というのはいかがなものかと考える。」との答弁がありました。

また、委員から、今、落札業者と諸事情により直接取引ができなくなっているが、備品の修理についてはどのように対応するのかをただしたのに対し、「高度で特殊な修理については、添付されている納入証明書の発行業者の株式会社オフィスS A Z Aに依頼することになるが、難しい。」との答弁があり、また、委員から、何が難しいのかをただしたのに対し、「納入証明書の発行業者との連絡がつかない。」との答弁がありました。

検査の結果、当該備品の入札の執行についても、一部の業者にのみ一様に全く同じ日付で同じ業者の納入証明書が発行され、また、発行業者と連絡が取れない事例が、公園緑地課で執行されたほかの入札においても確認され、総合体育館の備品の入札と同様に疑惑があることが判明しました。

次に、委員から、市長の権限と責任というのは大きいゆえに、五條市政全体、執行全体を指導監督しなければならない責任が地方自治法で定められている。今回の検査で様々な疑惑が出てきて、市長が関係していなくても、この問題の責任は、市長にあると解釈するが市長はど

のように判断しているかをただしたのに対し、市長から「委員お述べのとおりである。」との答弁がありました。また、市長から「警察当局に事情聴取を受けた職員から聞き取りを行う中で、多くの部分について一名の市議会議員が関与している疑いがあることが分かった。」との発言がありました。

以上、数多くの事項について書類の検査や質疑を行った結果、不適切な事務処理や補助金の支出、適切でない入札の執行や、業務委託があったことが判明しました。こうした予算執行の権限は市長にあります。このような事態の要因については、何一つ究明できませんでした。

我々市議会議員は、市民より付託を受け、市政において、市民の血税が適切に執行されているか監視を行う責務があると考えます。

しかし、本委員会に委任されている地方自治法第九十八条第一項の権限では、当事者より説明を受けることができず、また、理事者側は、「職員や元職員も警察に事情聴取されている。警察から捜査に支障の出るような発言は差し控えてほしいと言われていたので答弁を差し控えたい。」との答弁に終始するようになり、嫌疑のある部分について、今以上に掘り下げた検査を行うことが難しくなり、誰のもとで不正がどのように行われたかは本委員会では不明のままとなりました。

最後に、これまで行った検査を踏まえ協議した結果、本委員会の検査は令和二年二月二十八日までとするが、我々市議会議員としてはさらに調査を進めていく責務があると考えます。また、議会としてももう一歩進んだ調査が可能となる権限もあり、調査究明をしていく必要があるとの結論に至りました。

以上で、総合体育館における事務の執行についての特別委員会に委任された検査の報告といたします。

委員の皆様には、慎重に検査をいただき、また円滑な委員会運営に御協力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

以上でございます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は検査の経過及び結果についてでありますので、御了承願います。

ただいまの総合体育館における事務の執行についての特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。以上で、総合体育館における事務の執行についての検査についての報告が終わりました。

これをもちまして、総合体育館における事務の執行についての検査を終了いたします。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

あす三日から八日まででは休会とし、次回九日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、三月三日午後五時までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これをもちまして散会いたします。

午後十二時三十一分散会